

(仮称) 富士市子どもの権利条例 骨子案

これまでの懇話会における委員の皆様のご意見や全国の先進都市の事例などを踏まえ、現時点における条例の骨子案をまとめました。

1 条例制定の過程からの子どもや市民の意見の反映について※1

- (1) 制定の趣旨や理念など。(前文) ※1 すべての条文に適用する
- ・失敗や間違いをしてもやり直し・・・成長できる
 - ・子どもは愛されるべき存在 など

2 子どもの権利について

- (1) 子どもの大切な権利について定め、すべてが保障されるものであること。
(安心して生きる権利) (自分らしく生きる権利) (豊かに育つ権利など) (参加する権利) (遊ぶ権利) (休む権利) など

3 子どもの権利保障と各主体の役割や仕組み、連携について

- (1) 市や保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民等の役割や責務（こどもの権利を尊重・保障すること）に関すること。(市の責務) (保護者等の役割) (育ち学ぶ施設の役割)
- (2) 子どもが気持ちや考えを表明したり、参加する機会を設けること。(意見表明や参加の促進)
- (3) 子どもとその他の市民が、子どもの権利について学び、理解することができるよう支援し、その普及に努めること。(子どもの権利の普及及び啓発) (学習支援)
- (4) 保護者や市民は、子どもの権利を保障するために必要な支援を受けることができること。(保護者と家庭への支援や地域と市民への支援について)
- (5) 学校や児童福祉施設等は、子どもの権利を保障するために必要な支援を受けることができ、また支援に努めること。(子どもが育ち学ぶ施設における権利の保障)
- (6) ありのままの自分であることや自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつり合うことができる場所を設置し、参加する機会を設けること。(子どもの居場所)
- (7) 子どもは、差別や虐待、いじめを受けることなく安心して生きる権利が保障され、市などは、適切な救済、回復のための支援を行うこと。(子どもの安全と安心)

4 子どもの権利の推進計画の策定について

- (1) 市は、子どもの権利を保障し、子どもに関わる施策を総合的・計画的に推進するための推進計画を策定すること。(推進計画と施策の推進)

5 子どもの救済制度の仕組みとその運用について

- (1) 市は、子どもの権利侵害に対して救済に取り組み、回復を支援するために、権利擁護委員を置くこと。(子どもの権利擁護委員の設置)